

松本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップ関係にある二人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、性別にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、多様な性や生き方を認め合い、自分らしく暮らしながら、個性や能力を発揮できる社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条の定める成年に達していること。
- (2) 共に宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと（事実上の婚姻関係にある者を含む。）。
- (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者との間に、現にパートナーシップの関係がないこと。
- (5) 共に宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、職員及び双方立ち合いの下で、両当事者以外の者にこれを代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) 市内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）にあつては、その事実が確認できる書類
- (3) 戸籍抄本その他配偶者がいないことを確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書に通称名（戸籍名以外の呼称で戸籍名に代わるものとして広く通用しているものをいう。）を使用することができる。

3 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 在留カード

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等であって、市長が適当と認めるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

4 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

（受領証等の交付）

第5条 市長は、前条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下これらを「受領証等」という。）を交付する。ただし、宣誓をしようとする者が転入を予定している場合にあっては、前条第1項第1号に掲げる書類の提出があった後に受領書等を交付するものとする。

（受領証等の再交付）

第6条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「パートナーシップ宣誓者」という。）は、紛失、毀損、汚損等により当該受領証等の再交付を受けようとするときは、第12条の規定による宣誓書の保存期間に限り、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受ける場合にあっては、再交付申請書に当該受領証等を添えなければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（変更届）

第7条 パートナーシップ宣誓者は、住所又は氏名（通称名を含む。）に変更があったときは、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、変更届の提出があったときは、当該パートナーシップ宣誓者に対し、変更後の受領証等を交付するものとする。

（受領証等の返還）

第8条 パートナーシップ宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第6号）に当該受領証等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。
 - (3) パートナーシップ宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (4) 一方又は双方が第3条第3号から第5号までに掲げる要件を満たさなくなったとき（共に宣誓をした者同士が婚姻したときを除く。）。
- 2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。
（市民及び事業者への周知及び啓発）
- 第9条 市長は、市民及び事業者がパートナーシップの宣誓の趣旨を適切に理解し、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知啓発に努めるものとする。
（宣誓書の保存）
- 第10条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。
（補則）
- 第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。